

新潟市北区郷土博物館特別観覧料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 28 日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 26 号

新潟市北区郷土博物館特別観覧料徴収規則の一部を改正する規則

新潟市北区郷土博物館特別観覧料徴収規則（平成 17 年新潟市規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市北区郷土博物館観覧料等徴収規則

第 1 条中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第 2 条の見出しを「（観覧料等の納付期日の決定申請等）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項ただし書」を「条例第 8 条の 2 ただし書」に、「特別観覧料の納付期日」を「観覧料等の納付期日」に、「特別観覧料納付期日決定申請書」を「納付期日決定申請書」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「特別観覧料納付期日決定申請書」を「申請書」に、「特別観覧料納付期日決定通知書」を「納付期日決定通知書」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条の見出し中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第 1 項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表に定める団体の観覧料は適用しないものとする。

第 3 条第 2 項中「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除申請書」を「免除申請書」に改め、同項ただし書中「2 の項」を「6 の項」に改め、同条第 3 項中「特別観覧料免除申請書」を「申請書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除決定通知書」を「免除決定通知書」に改め、同条第 4 項中「療育手帳を」の次に「、同表 5 の項に該当する者は別に定めるものを」を加え、「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第4条の見出し中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第1項の表中1の項及び2の項を次のように改める。

1	条例第8条第1項又は第2項に規定する展示 (以下「展示」という。)を観覧しようとする者がその責めに帰すことのできない理由によって観覧できなかった場合	観覧料等の額に相当する額
---	--	--------------

第4条第1項の表中3の項を2の項とし、同条第2項中「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付申請書」を「還付申請書」に改め、同条第3項中「特別観覧料還付申請書」を「申請書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付決定通知書」を「還付決定通知書」に改める。

別表中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同表1の項中「特別支援学校」の次に「(小学部又は中学部に限る。)」を加え、「(以下「児童等」という。))が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に」を「の引率者が教育課程に基づく教育活動として展示を」に改め、同表3の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同表4の項中「第6条第3号」を「第6条第3項」に改め、同表中5の項を7の項とし、4の項の次に次の2項を加える。

5	市長が別に定める者が観覧することが新潟市北区郷土博物館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
6	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日及び5月18日(国際博物館の日)に観覧する場合	全額

別記様式第1号中「新潟市北区郷土博物館特別観覧料納付期日決定申請書」を「新潟市北区郷土博物館観覧料等納付期日決定申請書」に、「あて先」を「宛先」に、

「注 1 太線の枠内だけ記入してください。

を

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。」

「注 太線の枠内だけ記入してください。

に改める。

」

別記様式第 2 号中「新潟市北区郷土博物館特別観覧料納付期日決定通知書」を「新潟市
北区郷土博物館観覧料等納付期日決定通知書」に改める。

別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

新潟市北区郷土博物館観覧料等免除申請書														
年 月 日														
（宛先） 新潟市長														
住所(団体にあつては所在地)														
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)														
電話番号														
下記のとおり観覧料等の免除を申請します。														
観 覧 日			年 月 日											
観 覧 料 等 の 内 訳														
免 除 前 の 額			円		免除申請額			円						
免除を必要とする理由														
注 太線の枠内だけ記入してください。														
免除の理由 ☐ 規則別表 1 該当 ☐ 規則別表 3 該当 ☐ その他（ ）					免除額の算出									
上記のとおり観覧料等を免除してよろしい でしょうか。					処 理 欄					起 案 : 年 月 日				
										決 裁 : 年 月 日				
										許 可 : 年 月 日				
										許可番号: 第 号				
決 裁	課 長	館 長	係 長	係	免除前の額: 円									
					免 除 額 : 円									
					免除後の額: 円									

別記様式第4号（第3条関係）

新潟市北区郷土博物館観覧料等免除決定通知書			
		第 号の	
		年 月 日	
様		新潟市長	印
下記のとおり観覧料等の免除を決定したので通知します。			
観 覧 日	年 月 日		
観 覧 料 等 の 内 訳			
免 除 前 の 額	円	免 除 金 額	円
		免除後の金額	円
免除の理由		免除額の算出	
☐ 規則別表 1 該当 ☐ 規則別表 3 該当 ☐ その他（ ）			

別記様式第5号中「新潟市北区郷土博物館特別観覧料還付申請書」を「新潟市北区郷土博物館観覧料等還付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に改め、「支店」を削る。

別記様式第6号中「新潟市北区郷土博物館特別観覧料還付決定通知書」を「新潟市北区郷土博物館観覧料等還付決定通知書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に改め、「支店」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。